

答 申（案）

国民健康保険事業は、他の医療保険に属さないすべての者を対象に、等しく医療を受けることができる国民皆保険制度として、地域住民の安心な医療と健康の保持増進に大きな役割を果たしている。

しかしながら、高齢化の進展や高度な医療の普及などにより、医療費が増加する一方で、長期化する経済の低迷の影響から保険税収入は減少しており、平成 23 年度決算において、国民健康保険事業財政調整基金はなくなり、繰上充用を行っている状況であり、今後も財源不足は拡大し、平成 26 年度末には約 29 億円になることが見込まれている。

今回諮問された税率改定案は、この財源不足を解消するため、財源不足額をすべて保険税に求めた場合、大幅な税率改定となり、被保険者の生活へ大きな影響があることを考慮し、平成 25 年度、平成 26 年度の 2 年間で財源不足を解消するほか、臨時的に一般会計から財政支援し、被保険者の負担増を抑制するものである。

今回の臨時的な財政支援は、前回答申時（平成 25 年 2 月 15 日）より財源不足額は減少しているものの、前回答申時と同額の約 18 億円を一般会計から繰り出すこととしており、このことは、前回答申の附帯意見にある「低所得者に配慮した税率の負担軽減について、検討すること」に沿った内容と理解されるものであり、その上で、今後も国民健康保険事業

の健全な運営を維持するためには、一定の引き上げは、止むを得ないものであるとの意見集約をし、諮問どおりの保険税率等を了承するものである。

以下を青森市国民健康保険運営協議会の意見として付す。

< 附帯意見 >

- 1 国民健康保険事業の健全化と長期的安定運営を図るため、国庫支出金の拡充を国に強く働きかけること。
- 2 税負担の公平性の観点から、収納率向上対策及び滞納対策に取り組み、一層の保険税収入の確保に努めること。
- 3 医療費抑制のため、被保険者の健康づくり、医療費の適正化に積極的に取り組むこと。